

令和6年度

社会福祉法人和順共生会

特別養護老人ホーム和順の里事業計画書

社会福祉法人和順共生会運営の理念

○ 共生（ともいき）思想を基礎に、共生社会の実現を目指す

- ① 共生（ともいき）思想とは、「私のいのちが、他のいのちによって生かされており、また私が生きる意味は、他のいのちを生かすことによって実現する」ということを内容としており、一人一人がお互いを認め合い、お互いを大切にし、ともに支えあって生きるということをお互いにわらわしている。
- ② 共生（ともいき）とは、「赤い色は、赤く輝き、黄色い色は、黄色く輝き、白い色は白く輝くということ」であるといわれているように、決して一人一人の個性を抑えて、お互いの協調を図るということではなく、協調の中からもその人らしさが発揮されるものである。
- ③ 共生（ともいき）は、入居者同士だけのものではなく、入居者と職員、職員同士の共生、そして地域社会との共生をも目指すものである。

○ 高齢期において介護が必要になっても、高齢者一人ひとりの個性が生かされ、生活への意欲を引き出せる、生きがいあふれる生活文化に基づく共生生活の場を創造する

- ① 特別養護老人ホームの入居者は、「身体上または精神上著しい障害があるために常時介護を必要とする」人々である。まずは、生活を支えるための介護を丁寧に行うことが大切である。
- ② 介護が重要だからといって、介護を受けるだけの生活になってはならない。生活には、介護以外の沢山の要素がある。一人一人が、安心して過ごせる生活の場の提供と意欲と希望の持てる、尊厳のある生活を目指すものである。

○ これまでの高齢者福祉の到達点をふまえつつ、生活する高齢者が主人公となるよう社会福祉援助技術を探求し、21世紀の社会福祉援助技術の発展、福祉教育の充実に資する臨床の場を目指す

- ① 職員は、入居者一人一人のよりよき生活を支えるため、日々発展する新しい知識を蓄え、また、介護技術の向上を図るため、職員は常に研鑽に努める。
- ② また、実習生やボランティアを受け入れ、介護の本質を伝えるとともに、福祉教育の充実のために役立つ実習の場とする。

令和6年度の介護報酬改定では、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「自立支援・重度化防止に向けた対応」、「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点とした内容となっている。

基本的な視点に沿って、和順の里は以下の点について取り組んでいきます。

I. 「地域包括ケアシステムの深化・推進」

①感染症や災害への対応力強化

- 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるBCPに沿った訓練と見直し

②高齢者虐待防止の推進

- 高齢者虐待の研修の実施、身体拘束研修の実施

③医療と介護の連携の推進

- 連携病院と確認・連携病院強化

④看取りへの対応強化

II. 「自立支援・重度化防止に向けた対応」

①LIFEを活用した質の高い介護

III. 「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」

①介護職員の処遇改善

②生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け

IV. 「制度の安定性・持続可能性の確保」

- 短期入居者生活介護における長期利用の適正化

V. 「その他」

- 「書面掲示」規制の見直し

和順の里は開設20年を迎えました。コロナという未曾有の感染があり・人口減と高齢者問題など様々な問題が起こってきております。それでも、当施設がこれからも行えていくためには、「和順の里の基本理念」を守り、以下の3つの事を成し続けられるようにしていきます。

「和順の里基本理念」を念頭に

- ①安定した施設運営
- ②働きやすい環境整備
- ③介護に関する知識・技術の向上

和順の里が地域包括システムの一員を担う存在で、3つの事を到達できるように以下の項目について令和6年度は行っていきます。

1、佛教大学との協働事業

施設開設に全面的な支援をいただき、実質的な開設者である佛教大学との連携を大切に、以下の事業を協働します。

① 施設職員への研修事業

例年佛教大学教員や外部講師を招いて和順の里職員に対する施設内研修事業を行ってきましたが、引き続き和順の里職員のキャリアアップを目指して、この研修事業を行っていきます。

② 季節行事への学生ボランティアの受け入れ

施設の二大行事であるさくら祭り、秋祭り等に佛教大学の学生ボランティアを募り、入居者の誘導や出店の手伝い等を担ってもらいます。(ただし新型コロナウイルス感染症の感染状況により中止の場合もあります)

③ 実習生の受け入れ、

例年通り、佛教大学福祉学部社会福祉学科(通学及び通信課程)の社会福祉援助技術現場実習及び佛教大学保健医療技術学部看護学科の臨地実習等の受け入れ実習指導を行います。

*コロナ感染状況を見ながら実施できるように努めます

2、他今年度の実行項目

(1) ケアサービスの基本の考えを理解・実践していく。

○ケアサービスの基本は、自立支援を目指した利用者本位の介護です。

自己決定、自己選択を尊重するとともに、可能な限り自立支援へ向けてのサービスを行う。

○入居者の言葉や行動だけでの自立支援ではなく、そこから本当の望まれていた事は「何か」を日々考えながらケアにあたる。

○これらは、ケアプラン・介護技術を行う上でも必要であること。

(2) BCPの実施訓練と見直し

○災害と感染が起こっても事業が継続できるようにBCPを作成しました。今年度は、実施訓練を行いBCPの見直しをしていきます。介護報酬改定Iの①に関係します。

(3) 虐待・身体拘束・ハラスメントの研修・認識

○全職員が理解して守り、働きやすい環境を整備します。

(4) 施設外の研修・交流

○当施設ではない研修や他施設の交流をすることで新たな介護感を得たり、当施設に役立てる内容を取り入れて、働きやすい環境から安定した運営が出来るように行っていきます。

(5) 収入の向上

○施設の収入を安定させるためには、入居者及びショートステイ利用者をいかに確保するかにかかっています。しかしながら、高齢者が増えているが昨今様々な施設が出来て入所確保することが、一段と困難になってきています。

施設の運営目標達成するには、活動的な営業努力と施設の強みを見出していく事が不可欠である。今年度から相談員 3 人となり、全部署の連携によって施設稼働を上げて、安定した運営が行えるようにしていきます。特にショート稼働を上げて長期に移行できるような運営となるようにします。

目標稼働率：長期 95%・ショート 90%

○介護報酬改定もあり、現行の加算の見直しをしながら新たな加算を所得して収入を増やせるか精査して取り決めます。

(6) 職員の確保

○令和 5 年度は看護職員の退職があり、今年度は早急に看護師を採用し施設の環境を整えるようにしています。入居者の生活に安心を与えてくれる存在であり、介護職員だけでなく施設職員にも安心を与えてくれる存在で働きやすい環境の 1 つとして確保するようにいたします。

○介護職員は、令和 5 年度は退職者が少なかったですが、正介護職員が足りていない状況です。

○現在、外国人介護職員はフロアによってではあるが夜勤が出来るようになってきている。課題はあるが、日本人正職員と同等になって働いてくれるように日本語の語学を中心に勉強会を続けていきます。

(7) 地域社会への貢献

○一般の人たちにとって福祉の制度の使い方や、介護に関する事はなかなか分かりづらいものです。地域住民を対象に介護を中心に福祉全般にわたる相談を受け付ける「相談窓口」を事務所内に置き、生活相談員等が丁寧に対応します。

○昨年度は 3 年ぶりに地元原谷地域の行事や祭りに参加させていただきました。今年度も入居者の安全を考えながら地域交流をしていきます。

○広報の配布。年間 1～2 回発行を予定しています「和順の里だより」を地域住民に回覧、配布等の方法で供覧し、地域の人たちに、和順の里への理解を深めていただくようにします

○和順の里並びに佛教大学は、平成 23 年 4 月 1 日に地元原谷地域（区）連絡協議会並びに金閣社会福祉協議会自主防災部と災害発生時には、原谷地区に居住する介護の必要な高齢者および未就学児童のいる家庭を可能な限り受け入れる旨の「災害発生時の避難に関する各施設使用の覚書」を締結しています。

災害発生時には、可能な限りの地域協力を行います。

(8) 施設内研修の充実

施設職員のキャリアアップのシステム(キャリアパス)の確立を今年度行います。それは職員一人一人が、自分の仕事の意味を理解し、人権を尊重した職業倫理に基づいた職業哲学(介護哲学)を持ちながら、知識を蓄え、技術を高めてステップアップしていくことです。

忙しい日常の中で時間を見つけて、令和6年度はネットでの研修をさらに有効利用し施設内研修を充実し、それぞれの自己啓発の一助とし、職員の質の向上を図っていきたいと思います。

各職員への面接を行いキャリアに応じた研修を提供し、介護の質向上に努めたいと思います。

令和6年度研修計画書

月	施設内研修会	全体研修	その他
4月			令和6年度事業・予算説明会
5月	感染症対策	マナー研修	令和6年度事業・予算説明会
6月	救急救命	接遇研修	
7月	リスクマネジメント	ハラスメント研修	
8月	身体拘束・虐待		
9月	防災対策		
10月	褥瘡防止		
11月	リスクマネジメント		
12月	身体拘束・虐待		
1月	感染症研修(演習)		
2月	キャリアアップ研修		
3月	看取り		

(10) 事務機能の充実

事務の仕事は、経理、人事管理、設備管理がその主なものであります。

人事管理については、介護職員の離職は少なかったが職員の安定確保が不十分な状態でした。また、平均年齢も上がっており、今後を担う職員を確保できるようにと職員の働く環境が向上できるように採用に取り組みます。看護師も3月から退職があり、常勤が減っております。安定した看護環境になるように採用していきます。

また、職員の健康管理も人事管理上重要なことですので、必要な健康診断を行うとともに、衛生委員会の定期開催により、職員の労働安全衛生を図るとともに、職員一人ひとりが適正な労働時間を守ってもらえるよう、職員ともども努力をしていきたいと思います。

設備の管理については、厨房の機器が20年使用しており交換、入居者のベッドや車いす等の環境整備費や経年劣化している部分の改修を行っていきます。

特に事務の仕事は、入居者が気持ちよく過ごすこと、また現場の職員が気持ちよくスムーズに仕事ができるように、環境を整えることが重要な仕事ですので、現場が少ない状況でもICTを利用した環境整備を試行して、職員の働く環境を改善に努力します。

各部署の年間計画

【介護課】

(実施方針)

ご入居者一人ひとりに誠実に向き合い、それぞれの希望や思いを尊重し、その人らしい暮らし方ができるよう支援します。

(重点項目)

- ▶ 入居者へのサービスの維持向上～個別ケアの充実～
 - ・「アセスメント・ケアプラン・サービス提供・モニタリング」という一連のサイクルを定期的実施し、個別ケアの充実化に結び付けます。
 - ・入居者一人ひとりのこれまでの生活歴や習慣などの情報を収集し、職員間で情報を共有し、“その人らしい”生活が送れるように支援します。
 - また、“できること”に目を向けたアセスメントを行い、プランニングにつなげます。
 - ・画一的なサービス提供とならないように、入居者が自由に過ごせる時間・空間を提供します。

- ▶ サービスの質の向上
 - ・感染を持ち込まないように施設で決められた感染予防対策の徹底に努めます。
 - ・入居者を敬い、安心感や信頼感を得られるような言葉遣いや対応の仕方など、接遇マナーの向上に取り組み、サービス内容の充実化を図ります。
 - ・オンライン研修を活用して、各職員がお互いに知識を深め、情報を共有しケアのサービスの質の向上に努めます。
 - ・委員会活動・外部研修を行い、介護の知識の範囲を広げて活動できるように努める。
 - ・介護記録や連絡ノートを活用して、情報の共有化を図り、よりよいケアの提供に努めます
 - ・福祉用具を活用したノーリフトケアを導入し、安心かつ安全な介護技術を身に着けます
 - ・ショートステイの利用者への接遇・PC 記録・荷物の取扱いに注意して施設への信頼を増やすように仕事をを行う。
 - ・長期の利用者への信頼関係を構築するような普段からのコミュニケーションを行う職員となるように仕事をを行う

- ▶ 楽しみのある行事・アクティビティサービスの提供
 - ・施設生活において、四季折々の風情を感じる楽しみを提供できるように行事を企画し、楽しみや生きがい、自己実現の一助となるよう援助します
 - ・入居者それぞれの日常生活を明るく楽しく新進の活性化に寄与するため、可能な限り、お一人お一人のニーズに応じたアクティビティサービスを提供できるように取り組みます

【医務】

『入居者の健康管理に努め、安心・安全・安楽な生活を他職種と共に支援する。』

1、健康保時の援助を行う。

- ・慢性疾患の細やかな状態観察を行い、他職種からの情報を共有し、アセスメントする。
- ・異常の早期発見に努め、異常が認められた場合、本人・ご家族の希望も踏まえ、嘱託医の診察や、必要に応じて外部受診し対応する。
- ・入居者の重度化が進行しており、急変の可能性が高い。心身の状態変化に応じて、医師や家族を交えてのカフェリスを重ねる。場合によっては「看取り介護の同意書」を作成しながら他職種と共にケアに取り組む。
- ・内服薬、外用薬、衛生材料、酸素ボンベ、VS測定器などの医療物品の管理を行う。
- ・吸引器などの医療関係物品の定期洗浄と管理を行う。
- ・年2回、4月定期診察・定期採血・10月定期健診（胸部レントゲン、血液、尿検査）実施。
また、状態に応じて嘱託医指示のもと採血、心電図検査を実施。尿検査・心電図検査を行う。

2、感染予防の取り組み。

- ・コロナウイルス感染に対する予防を徹底する。
- ・インフルエンザや肺炎球菌などの予防接種の実施。
- ・常に標準予防策に準じた感染予防対策をする。

3、褥瘡予防の取り組み。

- ・褥瘡発生予防に関する指針に従い、他職種と協働し適切な看護、介護を目指す。

4、入居者の暮らしを支える為に、他部署と連携を取る。

- ・ケアプランの作成時や毎日の申し送りなどで、その人にあったケアを助言する。
- ・委員会活動に参加する。
- ・介護にも参加し入居者を援助する。

5、自己研鑽に努める。

- ・日々進歩する医療や、看護・介護の知識・技術、諸制度などについて、積極的に情報を得たり、研修会に参加する。
- ・ケアの専門家としての自覚・責任のある行動がとれるよう努力する。

6、適宜業務内容を見直す。

- ・より安全・スムーズに業務が行えるよう検討する。

【生活相談員】

■ 個別サービスに基づいたケアプランの適正化

- ①他職種との連絡・調整を行い昨年度同様、入居者の視点に立った生活支援型のポジティブなケアプラン作成に努める。
- ②モニタリングの充実を図りマネジメント能力の向上に努める。
- ③ターミナル期に於いては入居者・家族の意向を把握した上で、ケアとキュアのバランスに配慮したケアプラン作りに努める。

■ 入居者家族等との絆を強化

- ①ターミナル期に臨んでは、家族との窓口的役割を担い医療カンファレンスの開催を始め、精神面でのフォローアップ等、より充実した終末期ケアに向けた体制作りの強化を図る。

■ 関係諸機関との連携の強化

①長期入所

医療機関への受診、退院時の情報を共有及び正確な伝達を行い、継続した看護・介護を入居者に提供できるよう協力病院を含めた医療機関との連携を強化する。

②短期入所

ケアカンファレンス等を通じ居宅介護支援事業所、主治医、他サービス事業所との連携を強化し、継続性のある質の高い介護サービスを提供することで在宅生活をサポートする。

■ 地域との連携

地域活動への参加・各種福祉サービスに対する相談窓口としての機能を通じ、福祉施設への理解、協力を求め、共生社会の実現を目指す。

■ ベッドコントロール

長期申請者の状況として、入所型の介護事業所が増えたこともあり、待機期間が短く申請者数は半数以下へ減少。常に入所優先順位を確定し、空床発生前に家族への入所意向の確認を行い、事前面接などを行うことで空床短縮を図る。

短期では、送迎範囲の見直しや現利用以外の居宅介護支援事業所へも定期的な案内を行い、新規利用者増や短期利用からの長期入所を目指します。

【栄養士・厨房】

1) 厨房委託先と共に食事の大切さを理解し、日々の楽しみの一つとなるような食事の提供と安全な食事の提供を目指す。

- ・ 季節感や食への楽しみを感じていただける食事の提供をする。
季節ごとの行事にあわせ、旬の食材を取り入れた献立づくりをする。
また、松花堂弁当を準備し普段とは違った雰囲気のある食事を提供する。

	行事名	料理名
4月	お花見	お花見弁当
5月	端午の節句	柏餅
6月	夏越祓	水無月
7月	七夕	七夕膳
8月	夏まつり	屋台料理
9月	敬老会 秋分の日	にぎりずし おはぎ
10月	秋祭り 運動会	屋台料理 行楽弁当
12月	クリスマス会 大晦日	クリスマス料理 年越しそば
1月	お正月 七草 鏡開き	おせち料理 七草粥 おぜんざい
2月	節分	巻き寿司
3月	桃の節句 春分の日	ひな寿司・甘酒 ぼたもち

- ・ 嚥下困難・咀嚼力低下にあわせたソフト食の導入を進めていく。ミキサー食の方を中心に味付けはもちろんのこと見た目でも楽しんで頂けるよう、毎月行事食の時にはソフト食を提供していく。
- ・ 選択メニューを行い、入居者の好みの食事を本人が選べる機会を提供する。
- ・ 食中毒予防のための衛生管理を行い、安全な食事の提供をする。
- ・ 家庭的な雰囲気を感じられるよう、入居者と共に調理レクリエーションを行う。
- ・ 喫茶の開催を毎月1回行い、普段のおやつとは違った雰囲気を楽しんで頂く。

2) 栄養ケアマネジメントにより、入居者一人一人にあった栄養量の設定や嗜好にあった食事の提供を行

う。他職種と連携をとり健康の維持・向上を目指す。また、褥瘡発生リスクの高い低栄養者のリストアップを行い、低栄養の改善に向け食事の工夫を行っていきます。

3) 開所当初より使用している食器は消耗してきており入れ替えを行い、新たな食事環境の提供を行う。

・メニューに合った食器や入居者に合った食器を選び、介護職員、厨房職員と共に検討し入れ替えを行っていきます。

3) 食事委員会の開催を定期的に行い、入居者や介護職員の意見を集約し献立作成や行事食に生かし、より充実した食事の提供を目指す。

4) 災害時に備え非常食の確保を計画的に行っていく。

購入した食材を使用し、非常時に備えた訓練を行えるよう計画を立てていきます。また購入する食材は無駄にすることなく日々のメニューに組み込めるような内容を吟味し、購入していきます。

5) 栄養補助食品・増粘剤の見直しをする。年々栄養補助食品や増粘剤の使用頻度が増し、費用の拡大につながっています。現在使用中の食品等が入居者の状態にあった物であるか、費用の面でも安価で良い商品がないか検討していく。

【機能訓練指導員】

施設生活の中でその人らしい生活をして頂くために、身体機能、ADL、QOLの維持向上を図ります。

① 個々の身体機能・精神機能に合わせた機能訓練の実施

・身体評価をもとに歩行や関節可動域訓練等の個別に行う機能訓練や日常生活動作の中で行う生活リハビリテーション、集団で行う体操やレクリエーション、また、洗濯物を畳んだりおしぼりを巻くといった軽作業等、入居者様の主体性や自主性を尊重し個々の状態に応じた機能訓練計画を作成し、多職種と連携しながら実施していきます。また三ヶ月に一度、ご家族様へ現状を報告し、安心して頂けるよう努めていきます。

② 入居者様の状態に合わせた環境設定

・身体機能に適したベッドや介助物の配置といった環境整備の助言を行います、車椅子の調整、福祉用具や歩行補助具の選定を行っていきます。褥瘡リスクの高い方にはマットレスや車椅子クッションの選定を行います。また靴などの購入の際にもご本人に適したものが購入できるよう介護職員に相談及び助言していきます。

③ 他職種との連携

・日々の状態の変化や生活目標等の情報を共有し、スタッフ全員が同じ意識の中でそれぞれの業務が出来る様に看護師、管理栄養士、生活相談員、介護職員と連携に努めます。

④ 生活リハビリの充実

・機能維持や介護予防を目的に日常生活動作の中で出来る事と出来ない事を評価し、介護職員と連携を取りながら日常生活の中で残存機能を活用する事で、活動性の向上を図り、日々の生活を通して身体機能の維持が出来るよう努めていきます。

⑤ 福祉用具の活用

・ノーリフトケアを推進し福祉用具の導入や積極的な活用を行い利用者の自立支援を図るとともに職員の介護負担の軽減に努めます。

⑥ リスク管理の徹底

・機能訓練中の事故や急変等に注意を払い、訓練前の状態確認や情報収集に努めリスク管理をしっかりと行い事故防止に努めます。また事故報告書やヒヤリハット報告書を通じて事故の再発に努めていきます。

【事 務】

経理について

1. 令和6年度は、介護報酬改正が2回に分けて行われます。4月の介護報酬改正では、新しい加算も増えることとなります。新しい加算を取得できるように整備します。6月からの介護報酬改正では、処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算が統合されることになりました。取得内容も大幅に変更されるため、取得内容を熟知し、新しい加算に移行できるようにします。処遇改善加算から得た収入を介護職員等に適正な形で支給が出来るように努めます。また、介護保険請求・入居者への一割負担金の請求を的確に行いながら、正しく収支計上が行うことができるよう努めます。
2. 法人が経営する事業予算を適切に執行し的確な財源確保に努め、収入の安定を図り分析するとともに支出の無駄を省き収支のバランスを図るよう努めます。

設備・機器について

1. 施設全体の設備等も21年目を迎え、老朽化している設備も増えています。令和5年度は空調設備の更新を行いました。今後、必要な設備について、更新できるように今年度は調査します。
2. 施設内の機器・備品ですが、年数を重ね老朽化している機器・備品があります。今年度は、コロナ感染防止策を行いながら、備品等の購入を行いました。老朽化したベット等の入替を行うとともに介護現場で必要な備品を購入したいと思えます。

その他

1. 他部署との業務が円滑に行われるように、事務関係書類の作成や提出の手順を整備し各部署に浸透させることに努めます。
2. 社会福祉法人が保有している資産や情報について明確に提示しなければなりません。的確な情報の開示を行えるように努めます。
3. BCPについて、何時どこで自然災害等が発生するかもしれません。地域との連携が重要になってきます。令和5年度は災害対策に関するマニュアルを作成しました。マニュアルを更新しながら自然対策に対応できる環境を整えていきます。

以上